#### ○香美市給水条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条-第8条)
- 第3章 給水 (第9条-第24条)
- 第4章 料金及手数料 (第25条-第40条)
- 第5章 管理(第41条-第44条)
- 第6章 貯水槽水道(第45条・第46条)
- 第7章 罰則(第47条—第50条)
- 第8章 補則(第51条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、香美市水道事業及び簡易水道事業(飲料水供給施設を含む。以下同じ。)

(以下「水道事業等」という。) の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 この条例の給水区域は、香美市上下水道事業の設置等に関する条例(平成18年香美市条例第211号)第2条第2項及び第3項に規定する水道事業等の区域内とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するため上下水道事業管理者の 権限を行う市長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及 びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置は次の3種とする。
  - (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
  - (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
  - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去す

るために給水装置工事(以下「工事」という。)をする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、破損及び漏水時又は災害時等において緊急に修繕を必要とする工事で、やむを得ない場合はこの限りでない。

2 第2条に定める給水区域内にあっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕 又は撤去する者の負担とする。ただし、公益上管理者が特に必要があると認めたものについて は、市においてその費用を負担することがある。

(工事の施行)

- 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者(以下指定給水装置工事事業者という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が、給水装置工事を施行する場合はあらかじめ管理者の設計審査及び材質検査を受け、かつ、給水装置等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が給水装置等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、水道職員の検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者に関する事項は、管理者が別に定める。
- 4 第1項の規定により、管理者又は指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合においては、 当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適正に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申し込みの拒否又は 給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第9条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条 例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを 負わない。

(給水の用途の種別)

- 第10条 給水の種別は、次のとおりとする。
  - (1) 一般用 浴場及び臨時用以外の用に水道を使用するもの
  - (2) 浴場用 一般の公衆浴場営業の用に水道を使用するもの
  - (3) 臨時用 臨時の用に水道を使用するもの
- 2 前項の種別は管理者が認定する。

(給水契約の申込)

第11条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めた ときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人 を置かなければならない。

(管理人の選定)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理 人を選定し、管理者に届け出なければならない。
  - (1) 給水装置を共有する者
  - (2) 給水装置を共用する者
  - (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の届出管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

- 第14条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、 管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第15条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人、若しくは給水装置の所有者

(以下「水道使用者等」という。) に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理し、かつ、メーターの設置場所 にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失、又は、き損した場合はその損害額 を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第16条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出 なければならない。
  - (1) 水道の使用をやめるとき。
  - (2) 再給水するとき。
  - (3) 用途を変更するとき。
  - (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければ ならない。
  - (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
  - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
  - (3) 消防用として水道を使用したとき。
  - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

- 第17条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。 (給水の制限)
- 第18条 給水は、これを濫用又は他に分与販売することができない。ただし、特別の理由により 管理者の許可を受けたものはこの限りでない。

(共用栓の設置)

第19条 管理者は、専用給水装置を設けることのできない者の為に共用給水装置を設置する事ができる。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届出でなければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。 (給水装置及び水質の検査)
- 第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったと きは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。 (給水装置の検査)
- 第22条 管理者は、日出後日没前において、水道職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その保管者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第23条 管理者は、給水装置の検査をした上で管理上必要と認めた場合は、適当な措置をさせ、 又は自らこれをすることができる。
- 2 前項の規定に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。
- 第24条 正規の手続を経ないで工事をしたときは、その施設を撤去さすことができる。ただし、 管理者が認めた場合は、この限りでない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

- 第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。ただし、貸家等で専 用栓を使用するとき使用者が給水装置を設置する場合を除くほかは給水装置の設置者と使用者が 連帯責任を負うものとする。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。 (料金)
- 第26条 料金は、別表第1及び別表第2までの区分により算出した金額に100分の110を乗 じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨て するものとする。

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月定例日(料金の算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。 以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分及び前月分として料金を算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めたものについては、定例日以外の日にメーターの点検を行い料金の算定を行うことができる。 2 水道の使用を中止し、又は廃止したとき、若しくは第43条の各号により給水を停止されたと きは、その都度メーターの点検を行い、その使用水量により料金を算定する。

(使用水量及び用途の認定)

- 第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
  - (1) メーターに異状があったとき。
  - (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
  - (3) 使用水量が不明のとき。
  - (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- 第29条 前条各号使用水量の認定は、次の基準で行う。
  - (1) 前3箇月間の使用水量、その他の事情を考慮して認定する。
  - (2) 前年度同期の使用水量を考慮して認定する。

(特別な場合における料金の算定)

- 第30条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用しなくなったとき、若しくは第43条 の各号により給水を停止されたときの料金は、2箇月分として算定する。
- 2 月の途中において、一般用と浴場用における用途の変更があった場合は、その用途の使用日数 の多い方の料率を適用する。ただし、その用途の使用日数が等しいときは、変更後の料率を適用 する。
- 3 2箇月の水量が基本水量に達しない場合の給水料金は、2箇月分として算定する。 (臨時使用の場合の概算料金の前納)
- 第31条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者について管理者が必要があると認めたときは、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。
- 2 前項の料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。
- 第32条 削除

(料金の徴収方法及び納期)

- 第33条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、 管理者が必要と認めたときは毎月徴収することができる。
- 2 料金の納付期日は、納付書が発行された月末までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、随時徴収に係る納付期日については、その都度管理者が定める。 (新設分担金)
- 第33条の2 給水装置新設分担金(以下「新設分担金」という。)は、次の区分により、金額に 100分の110を乗じて得た額を給水装置の新設及び増径工事申込者から徴収する。この場合 において、増径工事申込者から徴収する新設分担金は、新口径に係る新設分担金と旧口径に係る

新設分担金との差額とする。

新設分担金	量水器の口径	1件につき
	1 3 mm	40,000円
	2 0 mm	50,000円
	2 5 mm	100,000円
	3 0 mm	170,000円
	4 0 mm	660,000円
	5 O mm	1,270,000円
	7 5 mm以上	別途定める

2 新設分担金の納付は、申込者から当該申込みの際に随時徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた者からは、申込み後、徴収することができる。

### (手数料)

- 第34条 手数料は、次の各号の区分により、申請又は申込みをする者から、当該申請又は申込みの際に随時徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた者からは、申請又は申込み後、徴収することができる。
  - (1) 審查手数料
    - ア 給水装置工事事業者指定手数料
      - (ア) 1件につき新規の場合 10,000円
      - (イ) 更新の場合 5,000円
  - (2) 第7条第1項本文の工事の設計をしたとき 工事金額の10%以内
  - (3) 第7条第2項の新設又は全面改造工事に関する竣工検査手数料は、次の区分により徴収す

<u>る。</u>		
給水工事	口径別	1件につき
外線手数料	1 3 m/m~ 2 0 m/m	5,000円
	25 m/m~40 m/m	10,000円
	50m/m以上	30,000円

給水工事	口径別	1件につき
内線手数料	1 3 m/m~ 2 0 m/m	5,000円
	2 5 m/m~ 4 0 m/m	10,000円
	5 0 m/m以上	30,000円

- (4) 前号以外の工事の検査手数料は、1件につき1,000円とする。
- (5) 開発行為許可申請調査手数料は、次の区分により徴収する。

(0) [01] [1] [1]	HIME TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTA	
開発行為許可	開発面積	手数料
申請調査手数料	5, 000m <sup>2</sup> 未満	15,000円
	5,000m <sup>2</sup> 以上	20,000円
	10,000m <sup>2</sup> 未満	
	10,000m²以上	25,000円
	20,000m²未満	
	20,000m <sup>2</sup> 以上	30,000円

(6) その他管理者が必要と認めた事件の証明手数料は、1件につき300円とする。

(量水器の試験手数料)

- 第35条 量水器の試験を請求する者でその試験の結果、異状を認めなかったときは、次の試験手数料を納付しなければならない。ただし、量水器の取付運搬その他特に必要とする費用は、その都度管理者が定める。
  - (1) 口径 13mm 150円
  - (2) 口径 20mm以上 200円
  - (3) 口径 40mm以上 250円

(共用給水装置の使用料)

- 第36条 共用給水装置の使用水量は、各戸均等に使用したものと看做し料金を徴収する。 (消火栓の使用料)
- 第37条 演習のため消火栓を使用した者は、管理者が認定した水量に対する使用料を納付しなければならない。

(基本料金の徴収)

第38条 管理者は、水道給水の中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合であっても基本料金を徴収することができる。

(料金、手数料の減免)

第39条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(無届使用者に対する認定)

第40条 給水装置を無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものと認める。

第5章 管理

(給水装置の管理等)

第41条 管理者は、第22条により、水道管理上必要があると認めたときは、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第42条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

- 第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
  - (1) 水道の使用者が、第20条第2項の修繕費、第26条の料金、第33条の2の新設分担金又は第34条の手数料を指定期限までに納入しないとき。
  - (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第22条、第41条 の検査を拒み、又は妨げたとき。
  - (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

- 第44条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたと きは、給水装置を切り離すことができる。
  - (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
  - (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。 第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第45条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧

告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

- 第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項に おいて同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びそ の管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水 槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 罰則

(過料)

- 第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、50,000円以下の過料を科することができる。
  - (1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の 厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
  - (2) 第7条第1号の規定に違反して給水装置等の新設工事等を実施した者
  - (3) 給水措置等の新設工事等を行って第7条第2項の規定による届出を同項の規定する期間内に 行わなかった者
  - (4) 正当な理由がなくて、第14条第2項のメーターの設置、第27条の使用量の計量、第22 条、第41条の検査、又は第43条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
  - (5) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠ったもの
  - (6) 第26条の料金又は、第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為を した者
  - (7) 第5条第1項による申請書又は書類等で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、 申告者、若しくは資料の提出者
- 第48条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は、第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)

(不当な工事、請負に対する過料)

第49条 市長は、この条例に反して設備、工事その他請負をしたものについては5万円以下の過料を科することがある。

(督促)

第50条 この条例の規定により納付すべき給水料金、手数料、工事費等を納期限までに完納しないものがあるときは、納期限後20日以内に、10日以内の期限を指定して督促する。

第8章 補則

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の土佐山田町上水道事業給水条例(昭和33年土佐 山田町条例第25号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他 の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例 の例による。

附 則(平成18年10月24日条例第253号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(香美市上水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、 施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金 (施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確 定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第37条の規定による改正後の香美市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。 附 則(平成26年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の目から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第48号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日条例第11号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
  - (香美市上水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第43条の規定による改正後の香美市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。 附 則(令和元年9月20日条例第20号)
  - この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第26条関係)

水道料金(2筒月分)

八色生 (10月77)			
基本料金	一般用 (20m³ま	で)	
	13-20mm		2,200円
	25 - 40  mm		3,000円
	5 0 mm		11,600円
	7 5 mm		19,600円
	1 O O mm		39,200円
	1 5 0 mm		77,600円
	2 O O mm		122,600円
臨時用 (40m³まで)		で)	6,000円
	浴場用 (300m³	まで)	12,000円
超過料金(1m <sup>2</sup>	。 『につき)	一般用	120円

臨時用	140円
浴場用	5 0 円

## 別表第2 (第26条関係)

# 量水器使用料(2箇月分)

口径	1 3 mm	200円
	2 O mm	300円
	2 5 mm	400円
	3 O mm	800円
	4 O mm	1,200円
	5 O mm	2,000円
	7 5 mm	3,000円
	1 O O mm	6,000円
	1 5 O mm	11,800円
	2 O O mm	16,000円